

## かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、日常生活における利便性の向上と経済的な負担軽減を図り、もって地域公共交通のより一層の充実に資することを目的とするかすみがうら市タクシー利用料金助成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づくかすみがうら市の住民基本台帳に記載されている者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 満60歳以上の者で運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証をいう。ただし、原動機付自転車免許を除く。以下同じ。）の交付を現に受けていない者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が1級又は2級の者
- (3) 療育手帳要綱（昭和48年9月27日厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けた者であって、障害の程度がA以上の者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、障害の程度が1級又は2級の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この事業による助成を受けることができない。

- (1) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関

する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項及び第2条第1項に規定する要支援1、要支援2並びに要介護度1から要介護度5に判定された者及びこれに相当すると認められる者

(2) 医療機関に入院している者

(3) 次に掲げる施設又は住宅に入居している者

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う住居

イ 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設

ウ 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設

エ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設

(4) 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を受けている者

(5) 世帯全員に地方税法（昭和25年法律第226号）及びかすみがうら市税条例（平成17年かすみがうら市条例第54号）、かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第101号）の規定による市税並びにかすみがうら市介護保険条例（平成18年かすみがうら市条例第3号）及びかすみがうら市後期高齢者医療に関する条例（平成20年かすみがうら市条例第4号）の規定による保険料に滞納がある者

(6) 運転免許の取消処分を受け、免許を受けることができない期間を経過していない者、または運転免許の効力の停止を受け、その期間を経過していない者

(7) 第4条の規定による申請を行う日の属する年度内に、かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援自転車等購入助成金交付要綱（令和6年かすみがうら市告示第38号）第6条に規定する交付を受けている者

(助成の対象)

第3条 助成の対象は、タクシーに乗車して移動する場合に要する当該タクシー料金（迎車料金を含む。）とする。

（申請）

第4条 タクシー料金の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、かすみがうら市タクシー利用助成券交付申請書（様式第1号）をかすみがうら市地域公共交通会議会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があった場合で特に必要があると認めるときは、申請者に対し、必要書類の提出を求めることができる。

（助成券の交付）

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、かすみがうら市タクシー利用助成券（様式第2号。以下「助成券」という。）を申請者に交付するものとする。

2 助成券は、年間52枚とし、年度の途中で助成対象となった場合は、年間枚数を12で除した後、助成券の交付を決定した日の属する月から当該年度末までの月数を乗じて得た枚数（小数点以下切り上げ）を一括交付するものとする。

3 会長は、第1項の規定による審査の結果、助成券を交付しないことに決定したときは、かすみがうら市タクシー利用助成券不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（助成券の再交付）

第6条 助成券は、再交付しないものとする。ただし、汚損した場合は、汚損した助成券と同一枚数を再交付することができるものとする。

（助成券等の有効期限）

第7条 助成券の有効期限は、助成券を交付した月の属する会計年度の末日までとする。

（助成券の使用制限）

## 第8条 削除

(助成額)

第9条 助成する額は、別表の助成限度額（車両により異なる場合あり）もしくは実際の運賃（初乗運賃等を含む額）のいずれか低い方の額とする。ただし、1回の乗車につき助成券1枚の利用とし、年間52回分を限度とする。

(利用できるタクシー)

第10条 第5条の規定により助成券の交付を受けた者（以下「助成対象者」という。）が利用できるタクシーは、会長と当該事業に関する協定を締結したタクシー事業者が運行するタクシーとする。

(利用方法等)

第11条 助成対象者が、助成券を使用してタクシー料金の助成を受けようとするときは、降車の際、乗務員に助成券1枚を手渡し、タクシー料金の総額から第9条に規定する助成額を差し引いた金額を支払うものとする。

2 2人以上の助成対象者がタクシーを同乗利用してタクシー料金の助成を受けようとするときは、その乗車運賃が、同乗利用する助成対象者の人数に第9条の助成額を乗じて得た金額以上である場合に限り、助成券をそれぞれ1枚使用できるものとする。この場合の利用方法は、前項に規定する方法と同様とする。

3 助成対象者は、乗務員から身分証等の提示を求められた場合は、それに応じなければならない。

(不正使用の禁止)

第12条 助成券は、助成対象者本人以外は使用することができない。ただし、助成対象者本人と同居する家族その他同乗させることが適当であると認められる者を同乗させることができるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 助成対象者は、助成券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請内容の変更等)

第14条 助成対象者は、第4条第1項に規定する申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、かすみがうら市タクシー利用助成券変更承認届出書(様式第4号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による届出書の提出があったときは、その内容を審査の上、変更の承認又は不承認を決定し、かすみがうら市タクシー利用助成券変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により助成対象者に通知するものとする。この場合において、会長は、助成券の使用に関して条件を付することができる。

(助成券の返還等)

第15条 助成対象者又はその親族は、助成対象者が第2条に規定する対象者の要件を欠くに至ったときは、速やかに、かすみがうら市タクシー利用助成券返還届出書(様式第6号)によりその旨を会長に届け出るとともに、未使用の助成券を返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成券の交付決定を取り消し、又は既に助成した額の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成券の交付を受けたとき。
- (2) 助成券を不正に使用したものがあるとき。
- (3) 助成券を第三者に譲渡又は売却等の行為を行ったとき。
- (4) その他会長が不相当と認めるとき。

2 会長は、前項の規定により助成券の交付決定を取り消したときは、かすみがうら市タクシー利用助成券交付取消通知書(様式第7号)により当該者に通知するものとする。

3 会長は、第1項の規定により助成券の交付決定を取り消した場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する助成が行われているときは、期限を付

して、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第9条関係）

タクシー 一車種	構造等	助成限度 額
普通車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル以下のもので乗車定員6名以下のもの、及び同条に定める小型自動車で乗車定員6名以下のもの 同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員6名以下のもの 同条に定める軽自動車で、運行時に寝台又は車椅子を固定することのできる設備を有する特殊用途自動車	900円
大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち、排気量2リットルを超えるもので乗車定員6名以下のもの 身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員7名以上のもの	930円
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員7名以上のもの	1,070円

	ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。	
--	--------------------------------	--

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（電子申請による手続き）

- 2 第4条に規定する申請については、所定の申請フォームにより、インターネット上で申請することができる。この場合において、同条第1項に規定する申請書の提出を省略することができる。

（準備行為）

- 3 会長は、この要綱の施行前においても、事業の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

かすみがうら市タクシー利用助成券交付申請書（ 年度分）

年 月 日

（あて先）

かすみがうら市地域公共交通会議会長

タクシー利用助成券の交付を受けたいので、下記の誓約・同意事項について、誓約及び同意の上、申請します。

住 所	〒 かすみがうら市		
フリガナ			
氏 名			性別 男 ・ 女
生年月日	年 月 日（ 歳）	電話番号	
自動車 運転免許	有 ・ 無 ・ その他 { ・ 自主返納した ・ 免許取消（期間： 年 月 日まで） ・ 免許停止（期間： 年 月 日まで）		
介護認定	無 要介護（1・2・3・4・5） ・ 要支援（1・2）	手 帳	無 身体（1・2・3～） 療育（マルA・A・B～） 精神（1・2・3）
申 請 時 の 居 所	自宅 入院中 施設入所（施設名： ） その他（ ）		
助 成 金	かすみがうら市高齢者運転免許証自主返納支援自転車等購入助成金交付決定 有（交付決定日： 年 月 日） ・ 無		

【誓約・同意事項】

- 1 本申請書の記載内容が事実と相違ないことを誓約します。
- 2 タクシー利用助成券の交付後に、助成対象者の要件を欠くことになったときは、速やかにタクシー利用助成券を返還することを誓約します。
- 3 本申請に係る審査及びタクシー利用助成券交付後の状況を確認するため、申請者（助成対象者）並びに申請者（助成対象者）の属する世帯の住民基本台帳の記録、納税状況等に関し、関係機関に照会し、必要な調査を行うことに同意します。
- 4 3の調査事務に時間を要するため、交付決定が申請の翌月以降となったときは、以下の早見表のとおり交付決定月に応じた枚数の助成券交付を受けることに同意します。

【交付決定月別助成券交付枚数早見表】

※交付決定月に応じた枚数を交付します。

交付決定月	交付枚数
4月	52枚
5月	48枚
6月	44枚
7月	39枚
8月	35枚
9月	31枚

交付決定月	交付枚数
10月	26枚
11月	22枚
12月	18枚
1月	13枚
2月	9枚
3月	5枚



様式第2号（第5条関係）

（第1面の表）

交付番号第	号	年度
かすみがうら市タクシー利用助成券		
住 所	かすみがうら市	
氏 名		
発行年月日	年	月 日
有効期限	年	月 日

（第1面の裏）

～ 助成対象者の方へ ～

- 1 助成券は、表紙に記載されている方以外は使えません。ただし、助成対象者本人と同居する家族などを同乗させることができます。
- 2 助成券は、かすみがうら市地域公共交通会議会長が指定するタクシー会社以外では使えません。
- 3 助成券は1乗車につき1人1枚に限り使用できます。
- 4 2人以上の助成対象者がタクシーを同乗してタクシー料金の助成を受けようとするときは、乗車運賃が、同乗利用する対象者の人数に第9条の助成額を乗じて得た金額以上である場合に限り、助成券をそれぞれ1枚使用できます。
- 5 助成券で助成される金額は助成限度額（車両により異なる場合あり）もしくは実際の運賃（初乗運賃等を含む額）のいずれか低い方です。精算の際に使用する助成券をミシン目から切り離して、乗務員にお渡しのうえ、その差額をお支払いください。
- 6 助成券を使用する際、乗務員から身分証等の提示を求められることがあります。
- 7 助成券を汚損した場合以外は、再発行できません。
- 8 助成券を第三者に譲渡又は不正に使用した際は、助成した金額を返還していただくことがあります。
- 9 助成対象者の資格がなくなったときは、速やかに助成券をかすみがうら市地域公共交通会議事務局まで返還してください。

（第2面以降の表）

年度

かすみがうら市タクシー利用助成券

助 成 額	900円 (助成限度額)
	円 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">助成限度額と異なる場合に記入</span>
氏 名	
交 付 番 号	第 号

～ 助成対象者の方へ ～

- 1 この助成券は、本券に記載されている方以外は使えません。
- 2 この助成券は、1回の乗車につき1人1枚に限り使用できます。
- 3 この助成券を使用する際、乗務員から身分証等の提示を求められることがあります。

有効期間 年 月 日まで

かすみがうら市地域公共交通会議会長



(第2面以降の裏)

～ 乗務員記載欄 ～

乗 車 日	月 日	性 別	男 ・ 女
利用目的	1 通院    2 買い物    3 その他 ( )		
時 間	1 早朝～10時 3 正午～14時 5 16時～夜間	2 10時～正午 4 14時～16時	本人確認 <input type="checkbox"/>
利用区間	～		
タクシー料 金	円		
事業者名 (運転者名)			

お問い合わせ先

かすみがうら市地域公共交通会議  
(かすみがうら市都市整備課内)

TEL 0299-59-2111 / 029-897-1111

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

かすみがうら市地域公共交通会議会長

かすみがうら市タクシー利用助成券不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったかすみがうら市タクシー利用助成券の交付については、下記理由により交付しないことに決定しましたので、かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

交付しない理由	<input type="checkbox"/> かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱第2条に規定する対象者に該当しないため。
---------	--

様式第4号（第14条関係）

年 月 日

（あて先）

かすみがうら市地域公共交通会議会長

届出者（助成対象者）

住 所

氏 名

印

電話番号

かすみがうら市タクシー利用助成券変更承認届出書

かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱第14条第1項の規定により届け出ます。

記

交付番号	第 号	
変更事項	変更前	変更後
変更の事由	転居 氏名変更 その他（ ）	
上記事由 発生年月日	年 月 日	

様式第5号（第14条関係）

第 年 月 日  
号

様

かすみがうら市地域公共交通会議会長



かすみがうら市タクシー利用助成券変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで届出があった変更事項について、かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱第14条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分

承認

不承認

（理由）

2 承認に伴い変更する事項

3 その他特記事項

様式第6号（第15条関係）

年 月 日

（あて先）

かすみがうら市地域公共交通会議会長

届出者（助成対象者又はその親族）

住 所

氏 名

印

電話番号

かすみがうら市タクシー利用助成券返還届出書

かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱第15条の規定により届け出ます。

記

助成対象者 住 所	〒 かすみがうら市
フリガナ	
助成対象者 氏 名	
助成対象者 生年月日	大正 年 月 日生（ 歳） 昭和
返還の事由	死亡 転出 入院 施設入所（施設名： ） その他（ ）
上記事由 発生年月日	年 月 日
返還する 助成券	交付番号 第 号（返還枚数 助成券 枚）

様式第7号（第16条関係）

第 年 月 日 号

様

かすみがうら市地域公共交通会議会長



かすみがうら市タクシー利用助成券交付取消通知書

年 月 日付けで交付したかすみがうら市タクシー利用助成券について、  
下記のとおり交付を取り消したので、かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱  
第16条第2項の規定により通知します。

記

助成対象者 住 所	〒 かすみがうら市
フリガナ	
助成対象者 氏 名	
交 付 番 号	交付番号 第 号
取消年月日	年 月 日
取消の事由	
助成額の 返 還 額	円
備 考	